

（第 17 号議案）

中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
の一部改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 9 条第 2 項の規定に基づき、区民の利便性向上や行政の効率化が図られる事務として、新たに「高校生等の医療費の助成に関する事務」を追加するため、中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年中野区条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

1 改正理由

個人番号を利用することができる事務及び当該事務を処理するために利用することができる特定個人情報を追加する必要があるため

2 改正の内容

（1）別表第 1 に次のように加える

20 区長	高校生等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
-------	-------------------------------

（2）別表第 2 に次のように加える

18 区長	高校生等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって、規則で定めるもの
-------	-------------------------------	-------------------------------

3 施行日

令和 5 年 4 月 1 日

4 新旧対照表

別紙のとおり

中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表

改正案		現行	
第1条～第5条 (略)		第1条～第5条 (略)	
附 則 (略)		附 則 (略)	
別表第1 (第3条関係)		別表第1 (第3条関係)	
執行機関	事務	執行機関	事務
1 区長	(略)	1 区長	(略)
～		～	
19 区長	(略)	19 区長	(略)
20 区長	高校生等の医療費の助成に関する事務 であって規則で定めるもの		
別表第2 (第3条関係)		別表第2 (第3条関係)	
執行機関	事務	執行機関	事務
1 区長	(略)	1 区長	(略)
～		～	
17 区長	(略)	17 区長	(略)
18 区長	高校生等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの		
	地方税関係情報又は住民票関係情報であって、規則で定めるもの		
別表第3 (略)		別表第3 (略)	
附 則			
この条例は、令和5年4月1日から施行する。			